

平成23年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく 設置者による測定結果について（廃棄物焼却炉）

平成24年8月3日(金)
鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課
一般廃棄物係 099-286-2594

1 設置者による測定と測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する特定施設(焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上の廃棄物焼却炉)の設置者は、年1回以上、排出ガス、ばいじん・焼却灰の測定を行い、その結果を知事に報告し、知事は測定結果を公表することになっている。

今回、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに測定し、知事に報告のあったものについて公表する(鹿児島市分を除く)。

2 測定結果について

(1) 測定の状況

設置者による測定を要する廃棄物焼却炉は、休止中や設置後1年未満の施設等を除いた136施設であり、そのうち測定結果の報告があった施設数等は次のとおりである。

廃棄物焼却炉に係る設置者による測定の状況

区分		焼却能力				合計
		50kg/h以上 100kg/h未満	100kg/h以上 200kg/h未満	200kg/h以上 2,000kg/h未満	2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	
届出事業場数		18	71	38	14	137
届出焼却炉数		20	72	48	24	164
稼働炉数		19	57	37	23	136
排出ガス	測定炉数	19	57	37	23	136
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%
ばいじん	測定炉数	測定可能炉数：2 2	測定可能炉数：42 42	測定可能炉数：34 34	測定可能炉数：23 23	測定可能炉数：101 101
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%
焼却灰	測定炉数	測定可能炉数：18 18	測定可能炉数：56 56	測定可能炉数：35 35	測定可能炉数：19 19	測定可能炉数：128 128
	実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%

注1) 焼却能力が50kg/h未満で火床面積が0.5m²以上の施設については、焼却能力が50kg/h以上100kg/h未満の欄に計上している。

注2) 届出事業場数は、焼却能力の異なる複数の炉を設置している事業場があるため、合計は一致しない。

注3) 稼働炉数とは、年間を通じて休止・建設中以外の稼働中の焼却炉であり、かつ、設置後1年以上経過したものの数。

注4) 測定可能炉数とは、ばいじんについては、稼働炉数から集塵装置がない施設数、ばいじんの発生が僅かで測定できなかった施設数等を除いた施設数である。焼却灰については、稼働炉数から構造上焼却灰の発生がない流動床炉の施設数等を除いた施設数である。

(2) 測定結果

ア 排出ガス

排出ガスの測定結果(136施設)は、0ng-TEQ/m³N~8.6ng-TEQ/m³Nの範囲にあり、全ての施設で排出基準に適合していた。

(単位:ng-TEQ/m³N)

焼却能力	最大値	最小値	平均値	基準超過炉	基準値
50kg/h以上 100kg/h未満	4.9	0	0.46	0	排出基準は、炉の能力、設置年月日によって個別に、1~10ng-TEQ/m ³ Nの範囲で定められている。(個表参照)
100kg/h以上 200kg/h未満	8.6	0	0.84	0	
200kg/h以上2,000kg/h未満	3.5	0	0.67	0	
2,000kg/h以上4,000kg/h未満	2.9	0.00049	0.80	0	
全体	8.6	0	0.74	0	

イ ばいじん・焼却灰

ばいじんの測定結果(101施設)は、0ng-TEQ/g~10ng-TEQ/gの範囲であり、焼却灰の測定結果(128施設)は、0ng-TEQ/g~0.87ng-TEQ/gの範囲であった。

(単位:ng-TEQ/g)

焼却能力		最大値	最小値	平均値	基準値
ばいじん	50kg/h以上 100kg/h未満	0.37	0.093	0.23	ばいじん・焼却灰については、排出基準は定められていない。埋立処分等を行う場合に、処分基準(3ng-TEQ/g以下)が適用される。(個表参照)
	100kg/h以上 200kg/h未満	5.6	0	0.35	
	200kg/h以上2,000kg/h未満	10	0	1.2	
	2,000kg/h以上4,000kg/h未満	8.3	0.00049	1.9	
	全体	10	0	0.98	
焼却灰	50kg/h以上 100kg/h未満	0.010	0	0.0018	
	100kg/h以上 200kg/h未満	0.87	0	0.033	
	200kg/h以上2,000kg/h未満	0.090	0	0.016	
	2,000kg/h以上4,000kg/h未満	0.064	0.00000033	0.022	
	全体	0.87	0	0.021	

3 今後の対応

今後とも、県は、排出基準の遵守や設置者による測定の実施・報告の徹底を指導していくこととしている。

平成23年度廃棄物焼却炉のダイオキシン類の設置者による測定結果

1 焼却能力50kg/h(又は火床面積0.5m²)以上100kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)			ばいじん (ng-TEQ/g)		焼却灰 (ng-TEQ/g)		備考
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値	
1	屋久島グリーンボートセンター(小動物焼却炉)	屋久島町	25	H23.5.30	0.00000057	5					集塵装置なし 焼却灰は熔融炉に再送
2	名瀬保健所 畜犬抑留所	奄美市	26	○ H24.1.20	0.22	10			H24.1.20	0	集塵装置なし
3	南武東砕石	与論町	30	○ H24.2.4	4.9	10			H24.2.5	0.0000082	ばいじん発生量僅かで測定不可
4	伊藤忠飼料(株) 志布志工場	志布志市	33	○ H23.11.4	0.0090	10	H23.11.7	0.37	H23.11.7	0.010	
5	三島村(黒島大里焼却施設)	三島村	34	○ H23.11.17	0	10			H23.11.18	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
6	三島村(黒島片泊焼却施設)	三島村	34	○ H23.11.16	1.0	10			H23.11.17	0.0091	ばいじん発生量僅かで測定不可
7	大和村衛生センター (し尿処理施設しき焼却炉)	大和村	47	○ H23.8.30	0.053	10			H23.8.30	0.00021	ばいじんは炉に再送
8	動物検疫所 門司支所 鹿児島空港出張所 第二検疫場	霧島市	50	H23.5.2	0	5			H23.5.3	0.00000040	ばいじん発生量僅かで測定不可
9	湧水町衛生処理場 (し尿処理施設しき焼却炉(固定ハッチ炉))	湧水町	61	○ H23.12.27	0.0000058	10			H23.12.23	0.0014	ばいじん発生量僅かで測定不可
10	県農業開発総合センター農業中学校	南さつま市	63	H23.11.9	0.00000099	5			H23.11.10	0.0032	ばいじん発生量僅かで測定不可
11	十島村(宝島塵焼却炉)	十島村	63	○ H24.3.3	2.2	10			H24.3.3	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
12	十島村(悪石島塵焼却炉)	十島村	63	○ H24.3.1	0.012	10			H24.3.2	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
13	三島村(硫黄島焼却施設)	三島村	63	○ H23.11.18	0	10			H23.11.19	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
14	県農業開発総合センター 畜産試験場(養豚ゾーン焼却炉)	霧島市	63	○ H24.1.25	0	10			H24.1.31	0.0065	ばいじん発生量僅かで測定不可
15	曾於家畜保健衛生所	志布志市	63	○ H23.11.17	0.063	10	H23.11.18	0.093	H23.11.18	0.00098	ばいじん発生量僅かで測定不可
16	湧水町衛生処理場 (し尿処理施設汚泥焼却炉)	湧水町	77	○ H23.12.26	0.0055	10			H23.12.26	0.00000023	ばいじん発生量僅かで測定不可
17	県農業開発総合センター 畜産試験場(肉用牛ゾーン焼却炉)	霧島市	85	H24.1.24	0.15	5			H24.1.31	0.00000037	ばいじん発生量僅かで測定不可
18	(社)鹿児島県種豚改良協会	霧島市	85	H24.2.1	0.00046	5			H24.2.2	0.0010	ばいじん発生量僅かで測定不可
19	加世田畜犬管理センター	南さつま市	88	○ H24.1.27	0.21	10			H24.1.27	0	集塵装置なし

注) 表中の焼却能力の欄に○を付した施設は、平成12年1月14日以前に設置された施設であり、当該施設で、ばいじんや焼却灰についてセメント固化や薬剤処理等の処理を行っている場合は、処分基準(3ng-TEQ/g)は適用されない。

2 焼却能力100kg/h以上200kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)			ばいじん (ng-TEQ/g)		焼却灰 (ng-TEQ/g)		備考	
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値		
1	㈲三愛サービス上野工場	日置市	100	○	H24. 2. 29	0. 93	10			H24. 1. 28	0. 0068	ばいじん発生量僅かで測定不可
2	山口畜産㈱	伊佐市	100	○	H24. 3. 10	0. 075	10			H24. 3. 10	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
3	㈱ナンキユウ	始良市	100	○	H23. 10. 11	0. 000013	10	H23. 10. 14	0. 015	H23. 10. 14	0	
4	十島村(口之島塵焼却炉)	十島村	103	○	H24. 3. 2	0. 032	10			H24. 3. 2	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
5	十島村(中之島塵焼却炉)	十島村	103	○	H24. 3. 5	2. 9	10			H24. 3. 5	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
6	県農業開発総合センター肉用牛改良研究所	曾於市	103	○	H23. 10. 3	0. 11	10			H23. 10. 4	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
7	アヤベ㈱九州工場	曾於市	105	○	H23. 7. 25	0. 31	10	H23. 7. 26	0. 00049	H23. 7. 26	0	
8	京セキ㈱鹿児島国分工場	霧島市	112		H23. 8. 22	0. 0018	5	H23. 8. 22	0. 0063	H23. 8. 22	0. 0000022	
9	大隅ミート食肉垂水市食肉センター	垂水市	120		H24. 2. 3	0. 0024	5	H24. 2. 6	0. 069	H24. 2. 6	0. 00060	
10	㈱豊留建設 枕崎リサイクルセンター	枕崎市	121	○	H23. 11. 14	0. 33	10	H23. 11. 14	0. 32	H23. 11. 14	0. 082	
11	日本フードパッカー鹿児島㈱	伊佐市	135	○	H24. 3. 30	0. 1	10			H24. 3. 31	0. 050	ばいじん発生量僅かで測定不可
12	㈱サコウ(1号炉)	和泊町	137		H24. 2. 22	0. 48	5	H24. 2. 23	2. 1	H24. 2. 23	0. 00030	
13	下飯環境センター(しき焼却炉)	薩摩川内市	147	○	H24. 2. 1	0. 039	10	H24. 2. 2	0. 0000060	H24. 2. 2	0. 0034	
14	アリヤマ㈱鹿児島工場	いちき串木野市	149		H24. 2. 21	4. 5	5	H24. 2. 21	0. 0027	H24. 2. 21	0. 0082	
15	㈱ジャパソフーム 養豚事業本部	伊佐市	150	○	H24. 3. 2	0. 0058	10	H24. 3. 2	0. 14	H24. 3. 2	0. 000040	
16	農林水産省 動物検疫所 門司支所 鹿児島空港出張所	霧島市	150	○	H24. 2. 13	0. 013	10			H24. 2. 16	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
17	㈱上集組	曾於市	150		H23. 11. 25	0. 057	5	H23. 11. 26	0. 000025	H23. 11. 26	0. 000047	
18	㈲津田組	霧島市	153	○	H24. 3. 13	4. 5	10			H24. 3. 14	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
19	㈱丸大産業	奄美市	153		H24. 1. 23	4. 1	5	H24. 1. 24	1. 1	H24. 2. 14	0. 87	
20	屋久島クリーンセンター (し尿処理施設しき焼却炉)	屋久島町	157	○	H24. 2. 23	0. 087	10	H23. 3. 29	0. 00000011	H23. 3. 29	0. 00000011	
21	山崎建設㈱	さつま町	163		H23. 12. 2	0. 000018	5	H24. 1. 6	0. 000016	H24. 1. 6	0. 000047	
22	㈲廣巳商事	日置市	172	○	H24. 3. 2	1. 8	10	H24. 3. 2	0. 11	H24. 3. 2	0. 0055	
23	宮之城畜犬管理センター	さつま町	172	○	H24. 1. 30	0. 020	10			H24. 1. 30	0	集塵装置なし
24	㈲正角産業	出水市	172	○	H23. 4. 20	2. 3	10	H23. 4. 21	5. 6	H23. 4. 21	0. 000048	ばいじんは施行規則附則第2条3項 「1(セメント固化)」の方法で処理
25	牧ノ原畜犬管理センター	霧島市	172	○	H24. 2. 2	0. 029	10			H24. 2. 6	0	集塵装置なし
26	㈲上浦重建工業	南種子町	172	○	H23. 8. 27	2. 0	10	H23. 8. 27	0. 67	H23. 8. 27	0. 51	
27	㈱花岡建設	鹿屋市	175		H23. 12. 6	0. 0046	5	H23. 12. 7	0. 000025	H23. 12. 7	0. 000088	
28	丸紅塵芥清掃㈱	鹿屋市	175		H23. 12. 8	0. 30	5	H23. 12. 9	0. 000032	H23. 12. 9	0. 0017	
29	㈱伊勢産業土木	奄美市	175	○	H24. 1. 20	0. 27	10	H24. 1. 22	0. 028	H24. 1. 22	0. 000072	
30	㈱福永建設	徳之島町	175		H24. 1. 18	0. 093	5	H24. 1. 19	0. 75	H24. 1. 19	0. 0015	
31	㈱諏訪園組	いちき串木野市	176	○	H24. 1. 7	8. 6	10			H24. 1. 8	0. 0015	集塵装置なし
32	㈱指宿リサイクルセンター	指宿市	179		H23. 4. 19	0. 66	5	H23. 4. 20	0. 000030	H23. 4. 20	0	
33	㈲福澤運送 クリーンセンターフクザリ	鹿屋市	179		H24. 3. 26	4. 7	5	H24. 3. 2	0. 47	H24. 3. 27	0. 18	
34	㈱大迫産業処分場	南種子町	180		H23. 3. 30	1. 7	5	H24. 4. 2	0. 80	H24. 4. 2	0. 0085	
35	日之出産業有限公司	南さつま市	184		H23. 12. 12	0. 00014	5	H23. 12. 13	0. 27	H23. 12. 13	0. 00043	
36	持増産業㈱	鹿屋市	184		H23. 11. 8	3. 2	5	H23. 11. 9	0. 98	H23. 11. 9	0. 011	
37	西之表市 西京苑(し尿処理施設しき焼却炉)	西之表市	187	○	H23. 12. 20	0. 19	10	H23. 12. 21	0. 016	H23. 12. 21	0. 0050	
38	垂水市環境センター(し尿処理施設)	垂水市	188	○	H23. 12. 28	0. 00032	10	H23. 12. 28	0. 0042			流動床炉：焼却灰の発生なし
39	㈱斉藤工務店	薩摩川内市	188		H23. 11. 29	0. 061	5	H23. 11. 29	0. 031	H23. 11. 30	0	
40	南薩家畜保健衛生所	南九州市	190		H23. 11. 11	0. 0043	5	H23. 11. 11	0. 032	H23. 11. 10	0. 000046	
41	㈱JA食肉かごしま	南九州市	190		H23. 4. 25	0	5	H23. 4. 25	0. 0000010	H23. 4. 25	0. 030	

2 焼却能力100kg/h以上200kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)			ばいじん (ng-TEQ/g)		焼却灰 (ng-TEQ/g)		備考
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値	
42	鹿児島中央家畜保健衛生所	日置市	190	H23.12.2	0.12	5	H23.12.2	0.0058	H23.12.5	0.000023	
43	始良家畜保健衛生所	始良市	190	H23.11.24	0.000011	5	H23.11.25	0.055	H23.11.25	0.000019	
44	㈱アイトエコノス	鹿屋市	190	H23.12.7	0.011	5	H23.12.7	0.31	H23.12.7	0.0080	
45	㈱種子島グリーン産業	西之表市	190	H23.12.21	0.19	5	H23.12.22	0.36	H23.12.22	0.00031	
46	㈱奄美環境センター	奄美市	190	○ H24.1.26	0.15	10			H24.1.27	0.0092	ばいじん発生量僅かで測定不可
47	沖永良部死亡獣畜処理施設	知名町	190	H24.2.21	0	5			H24.2.22	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
48	与論町死亡獣畜処理センター	与論町	190	H24.1.24	0.014	5			H24.1.25	0	ばいじん発生量僅かで測定不可
49	南九州畜産興業㈱	曾於市	192	H23.10.31	0	5	H23.10.31	0.0080	H23.10.31	0.000019	
50	㈱栄建設	喜界町	193	H24.1.26	0.10	5	H24.1.27	0.0042	H24.1.27	0.0000062	
51	北薩家畜保健衛生所	薩摩川内市	195	H23.11.22	0.000012	5	H23.11.22	0.045	H23.11.24	0.0000011	
52	㈱阿久根食肉流通センター	阿久根市	195	H24.1.27	0.17	5	H24.1.28	0.000018	H24.1.28	0.0000048	
53	肝属家畜保健衛生所	鹿屋市	195	H23.12.13	0	5	H23.12.13	0.26	H23.12.14	0.048	
54	鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所	奄美市	195	H23.12.6	0.0046	5	H23.12.6	0.089	H23.12.7	0.000029	
55	鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所	徳之島町	195	H23.11.29	0.00025	5	H23.11.29	0.23	H23.11.29	0.00000093	
56	㈱小畑商店	出水市	196	H24.1.21	2.6	5	H23.12.10	0	H23.12.10	0	
57	㈱産業衛生社	指宿市	197	H23.10.27	0.16	5			H23.6.3	0.0075	ばいじん発生量僅かで測定不可

注) 表中の焼却能力の欄に○を付した施設は、平成12年1月14日以前に設置された施設であり、当該施設で、ばいじんや焼却灰についてセメント固化や薬剤処理等の処理を行っている場合は、処分基準 (3ng-TEQ/g) は適用されない。

3 焼却能力200kg/h以上2,000kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)			ばいじん (ng-TEQ/g)		焼却灰 (ng-TEQ/g)		備考
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値	
1	沖永良部衛生管理組合センター(溶融炉)	和泊町	250	H23.6.16	0.032	5	H23.6.16	0.40	H23.6.14	0.000019	
2	井上産業(産業廃棄物中間処理場)	指宿市	306	H23.11.5	1.3	10	H23.5.14	0.42	40677	0.0033	
3	始良市市民生活部環境施設課 あいら清掃センター(灰溶融炉)	始良市	355	H23.11.4	0.0017	5	H23.11.4	0.49	H23.11.4	0.000017	
4	いちき串木野市・日置市衛生処理組合 (し尿処理施設しき焼却炉)	いちき串木野市	375	H24.2.20	0.022	5	H23.12.21	0.0016	H23.12.21	0.00000050	
5	南大隅衛生管理組合(し尿処理施設しき焼却炉)	錦江町	397	H23.8.5	0.0015	10	H23.8.8	0.083	H23.8.5	0	
6	鹿児島くみあいセンター(陶 田代鶏糞炭化処理施設(1号炉))	錦江町	417	H24.1.19	0.0075	5	H24.1.19	0.12	H24.1.19	0.00000038	1, 2号炉同時測定。
7	鹿児島くみあいセンター(陶 田代鶏糞炭化処理施設(2号炉))	錦江町	417	H24.1.19	0.0075	5	H24.1.19	0.12	H24.1.19	0.00000038	
8	曾於南部厚生事務組合 衛生センター(し尿処理施設しき焼却炉)	大崎町	423	H23.9.21	0.20	10	H23.9.21	0	H23.9.21	0	
9	陶外菌運輸機工 陣ノ尾焼却場	薩摩川内市	440	H23.11.16	2.6	10	H23.8.22	0.085	H23.8.22	0.010	
10	肝風東部衛生処理組合 (し尿処理施設しき焼却炉)	肝付町	458	H23.11.29	0.045	10	H23.11.29	0.0020	H23.11.29	0	
11	霧島市牧園・横川地区し尿処理場 (し尿処理施設しき焼却炉)	霧島市	505	H23.7.6	0	10	H23.7.5	0	H23.7.6	0	
12	曾於北部衛生処理組合 北部センター (し尿処理施設しき焼却炉)	曾於市	550	H24.2.8	0.028	10	H24.2.8	0.0090	H24.2.8	0.00000011	
13	茅野産業(株)	南さつま市	600	H24.2.16	1.1	10	H24.2.17	1.0	H24.2.17	0.0047	
14	陶太陽化学伊集院工場(1号キルン炉)	日置市	600	H23.5.30	0.35	10	H23.5.30	5.8	H23.5.30	0.012	ばいじんは炉に再送
15	陶福山建設	薩摩川内市	600	H23.10.19	1.0	10	H23.10.21	0.00021	H23.10.21	0.000071	
16	さつま町環境センター(し尿処理施設しき焼却炉)	さつま町	642	H23.12.1	0.066	10	H23.12.1	0.0013	H23.12.1	0	
17	始良市市民生活部環境施設課 あいらクリーンセンター	始良市	821	H23.7.13	0.075	10	H23.7.15	0.013	H23.7.15	0.0000013	
18	陶ゾパフォーム 垂水工場(鶏糞焼却炉)	垂水市	840	H23.11.9	0.12	10	H23.11.9	1.3	H23.11.9	0.0000015	
19	北薩広域行政事務組合衛生センター(し尿処理施設)	出水市	870	H23.7.8	0.063	10	H23.7.8	0.07	H23.7.8	0.0000012	
20	上瓶島センター	薩摩川内市	875	H24.7.28	1.4	10	H23.7.27	0.58	H23.7.27	0.027	
21	下瓶島センター	薩摩川内市	1,000	H23.7.26	0.37	10	H23.7.25	1.5	H23.7.25	0.087	
22	屋久島グリーンボートセンター(炭化炉)	屋久島町	1,080	H24.3.29	0.27	5			H24.2.22	0.076	ばいじんは溶融炉に再送
23	南薩地区衛生管理組合川辺清掃センター(1号炉)	南九州市	1,250	H24.1.12	3.5	10	H24.2.8	1.7	H24.1.12	0.038	1, 2号炉同時測定
24	南薩地区衛生管理組合川辺清掃センター(2号炉)	南九州市	1,250	H24.1.12	3.5	10	H24.2.8	1.7	H24.1.12	0.038	
25	曾於市センター(1号炉)	曾於市	1,250	H23.9.27	0.72	10	H23.9.27	0.98	H23.9.27	0.045	1, 2号炉同時測定
26	曾於市センター(2号炉)	曾於市	1,250	H23.9.27	0.72	10	H23.9.27	0.98	H23.9.27	0.045	
27	与論町清掃センター	与論町	1,250	H23.11.24	2.8	10	H23.8.31	3.5	H23.8.31	0.010	
28	種子島地区広域事務組合南種子清掃センター	南種子町	1,375	H23.8.24	3.3	10	H23.8.24	8.7	H23.8.24	0.032	
29	鹿屋市衛生処理場(し尿処理施設しき焼却炉)	鹿屋市	1,500	H23.5.20	0	10	H23.5.20	0.0023	H23.5.20	0.0023	ばいじんと焼却灰は混合して採取
30	喜界町センター	喜界町	1,500	H23.12.21	0.28	10	H23.12.21	10	H23.12.21	0.032	ばいじんは施行規則附則第2条3項 「2(薬剤処理)」の方法で処理
31	始良市市民生活部環境施設課 あいら清掃センター(1号炉)	始良市	1,542	H23.12.1	0.39	5					ばいじん・焼却灰は溶融炉に再送
32	始良市市民生活部環境施設課 あいら清掃センター(2号炉)	始良市	1,542	H23.11.18	0.21	5					
33	伊佐北始良環境管理組合ごみ処理施設(1号炉)	伊佐市	1,667	H24.2.2	0.0065	5	H24.2.3	0.10	H24.2.3	0.000032	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
34	伊佐北始良環境管理組合ごみ処理施設(2号炉)	伊佐市	1,667	H24.2.3	0.0013	5	H24.2.3	0.10	H24.2.3	0.000032	
35	沖永良部衛生管理組合センター(1号炉)	和泊町	1,692	H23.6.15	0.022	5	H23.6.15	0.18	H23.6.15	0.0050	
36	沖永良部衛生管理組合センター(2号炉)	和泊町	1,692	H23.6.17	0.031	5	H23.6.16	0.47	H23.6.17	0.0032	ばいじんは溶融炉に再送
37	大口酒造株式会社	伊佐市	1,800	H24.1.17	0.11	5	H24.1.17	0.00000036	H24.1.17	0.090	

注) 表中の焼却能力の欄に○を付した施設は、平成12年1月14日以前に設置された施設であり、当該施設で、ばいじんや焼却灰についてセメント固化や薬剤処理等の処理を行っている場合は、
処分基準(3ng-TEQ/g)は適用されない。

4 焼却能力2,000kg/h以上4,000kg/h未満

番号	事業場名	所在地	焼却能力 (kg/h)	排出ガス (ng-TEQ/m ³ N)			ばいじん (ng-TEQ/g)		焼却灰 (ng-TEQ/g)		備考	
				調査日	測定値	適用基準	調査日	測定値	調査日	測定値		
1	種子島地区広域事務組合西之表ごみ焼却処理場	西之表市	2,000	○	H23.12.1	1.2	5	H24.1.20	1.5	H23.12.1	0.012	
2	南薩地区衛生管理組合内鍋清掃センター(1号炉)	枕崎市	2,344	○	H23.8.16	2.2	5	H23.8.16	0.50			流動床炉：焼却灰の発生なし
3	南薩地区衛生管理組合内鍋清掃センター(2号炉)	枕崎市	2,344	○	H23.8.17	2.0	5	H23.8.17	0.40			〃
4	指宿広域市町村圏組合類娃ごみ処理施設(1号炉)	南九州市	2,500	○	H23.9.28	2.6	5	H23.9.28	0.62	H23.9.28	0.0034	1, 2号炉焼却灰は同時測定
5	指宿広域市町村圏組合類娃ごみ処理施設(2号炉)	南九州市	2,500	○	H23.9.28	1.3	5	H23.9.28	0.63	H23.9.28	0.0034	
6	さつまクリーンセンター(1号炉)	さつま町	2,500	○	H23.12.6	0.084	5	H23.12.6	0.58	H23.12.6	0.018	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
7	さつまクリーンセンター(2号炉)	さつま町	2,500	○	H23.12.7	0.2	5	H23.12.6	0.58	H23.12.6	0.018	
8	川内クリーンセンター(1号炉)	薩摩川内市	2,625	○	H23.10.27	0.0091	5	H23.10.27	0.59	H23.10.27	0.029	
9	川内クリーンセンター(2号炉)	薩摩川内市	2,625	○	H23.10.28	0.017	5	H23.10.28	0.52	H23.10.28	0.016	
10	大隅肝属広域事務組合 1号炉	鹿屋市	2,667		H23.12.20	0.00089	1	H24.2.13	0.11			流動床炉：焼却灰の発生なし
11	大隅肝属広域事務組合 2号炉	鹿屋市	2,667		H23.12.21	0.00049	1	H24.2.13	0.11			1・2号炉ばいじんは同時測定
12	徳之島愛ランド広域連合 徳之島愛ランドクリーンセンター(1号炉)	伊仙町	2,714		H23.11.22	0.55	1	H24.3.16	5.5	H23.11.23	0.064	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
13	徳之島愛ランド広域連合 徳之島愛ランドクリーンセンター(2号炉)	伊仙町	2,714		H23.11.23	0.062	1	H24.3.16	5.5	H23.11.23	0.064	
14	いちき串木野市環境センター(1号炉)	いちき串木野市	3,125	○	H23.8.18	0.15	1	H23.10.7	5.7	H23.8.19	0.0058	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
15	いちき串木野市環境センター(2号炉)	いちき串木野市	3,125	○	H23.8.19	0.0063	1	H23.10.7	5.7	H23.8.19	0.0058	ばいじんは施行規則附則第2条3項 「1(セメント固化)」の方法で処理
16	大島地区衛生組合名瀬クリーンセンター(1号炉)	奄美市	3,125	○	H23.6.2	2.5	5	H23.6.2	0.47	H23.6.3	0.0088	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
17	大島地区衛生組合名瀬クリーンセンター(2号炉)	奄美市	3,125	○	H23.6.3	1.4	5	H23.6.2	0.47	H23.6.3	0.0088	
18	榑太陽化学伊集院工場(2号キルン炉)	日置市	3,170	○	H23.6.27	1.2	5	H23.6.27	8.3	H23.6.27	0.0020	ばいじんは炉に再送
19	霧島市敷根清掃センター(1号炉)	霧島市	3,375		H23.5.19	0.021	1	H23.5.19	0.31	H23.5.19	0.00000033	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
20	霧島市敷根清掃センター(2号炉)	霧島市	3,375		H23.5.20	0.026	1	H23.5.19	0.31	H23.5.19	0.00000033	
21	指宿市清掃センター	指宿市	3,750	○	H23.9.9	2.9	5	H23.9.9	0.65	H23.9.9	0.019	
22	北薩広域行政事務組合環境センター(1号炉)	阿久根市	3,750	○	H23.7.26	0.019	5	H23.7.27	2.1	H23.7.27	0.0060	1, 2号炉ばいじん・焼却灰は同時測定
23	北薩広域行政事務組合環境センター(2号炉)	阿久根市	3,750	○	H23.7.26	0.067	5	H23.7.27	2.1	H23.7.27	0.0060	

注) 表中の焼却能力の欄に○を付した施設は、平成12年1月14日以前に設置された施設であり、当該施設で、ばいじんや焼却灰についてセメント固化や薬剤処理等の処理を行っている場合は、処分基準(3ng-TEQ/g)は適用されない。